



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成27年1月30日

担当

埼玉労働局労働基準部監督課
監督課長 友住弘一郎
主任監察監督官 布施武雄
TEL 048-600-6204

ビルメンテナンス業及び清掃業を対象とした自主点検結果について —自主点検票を提出した事業場のうちの約5割に改善が必要—

埼玉労働局（局長 阿部充）では、近年、ビルメンテナンス業及び清掃業において、事業場数及び労働基準関係法令違反に係る申告*事案が増加していること、監督指導結果において高い違反率が認められること、多くの労働災害が発生していること等の状況がみられることから、ビルメンテナンス業及び清掃業を対象とした自主点検を実施し、その結果を取りまとめましたので発表します。

《概要》

1 自主点検結果

ビルメンテナンス業及び清掃業の2,530事業場に対し、労働基準関係法令の遵守状況に関する自主点検票を送付し、労働条件上の問題点の把握と改善を指導した。そのうちの1,933事業場から自主点検票の提出があり、以下のことが把握された（詳細は別紙を参照）。

- 労働条件に関する改善を要する事業場は965事業場（49.9%）であった。
- 主な事項としては、①事業場において就業規則・時間外労働協定等の書面による周知を行っていないものが333事業場（17.2%）、次いで、②労働契約締結時に書面による労働条件の明示を行っていないものが317事業場（16.4%）、③1年以内ごとに1回の定期健康診断を行っていないものが312事業場（16.1%）、④法定どおりの年次有給休暇を与えていないものが279事業場（14.4%）であった。

2 今後の対応

埼玉労働局では、自主点検の結果を踏まえ、ビルメンテナンス業及び清掃業の適正な労働条件確保に向けた周知を行うとともに、労働条件確保上の問題の認められる事業場に対する重点的な監督指導等を実施することとしている。

* 労働基準法第104条等に基づき、労働者が労働基準関係法令違反に対する権利の救済等のための行政指導を労働基準監督署に求めること。

ビルメンテナンス業及び清掃業を対象とした自主点検の実施結果

	ビルメン	清掃業	合計
実施件数	1577	953	2530
回答数（回答率）	1187（75.3%）	746（78.3%）	1933（76.4%）
回答のあったもののうち改善を要する事業場（比率）	550（46.3%）	415（55.6%）	965（49.9%）

○ 改善の必要が認められた事項は、次のとおりです。

（注：労基＝労働基準法、労安＝労働安全衛生法）

改善の必要が認められたこと	違反件数（率）
就業規則・時間外労働協定等の周知〈労基第106条〉	333件（17.2%）
労働条件の明示〈労基第15条〉	317件（16.4%）
定期健康診断の実施〈労安第66条〉	312件（16.1%）
年次有給休暇の付与〈労基第39条〉	279件（14.4%）
時間外労働・休日労働に関する協定〈労基第36条〉	257件（13.3%）
就業規則の作成〈労基第89条〉	176件（9.1%）
時間外労働・深夜労働に関する割増賃金の支払〈労基第37条〉	154件（8.0%）
休日労働に関する割増賃金の支払〈労基第37条〉	152件（7.9%）
その他、所定労働時間〈労基第40条〉、有期労働契約（期間を定めて締結された労働契約）の内容の明示〈有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準〉、所定休日〈労基第35条〉などに改善の必要が認められた。	